(3) 東京都中央卸売市場条例と農林水産省業務規程例との比較表

(ア) 委託手数料

| | 東京都中央卸売市場条例、規則等の | | 農材 | ★ 水 | 産 | 省 | 業 | 務 | 規 | 程 | 例 | |
|--------|--|---|----------------------------------|--------------------------------------|--|---------------------------------------|---|--|---------------------------------------|--|-----------------------|--|
| | 概要 | 1 卸売業者の届出制とする場合 | 2 知事か | 「上限を定め | 届出制とす | する場合 | 3 知事が 承認制と | | |)範囲内で | での | 4 知事が委託手数料を定める場合 |
| 手 続 | の引受けについてその委託者から収 受する委託手数料は、卸売金額に取 | かじめその内容を知事に届け出なければ ならない。当該委託手数料の額を変更し ようとする場合も同様とする。 | の引受けた る委託手数 る額以内に に届け出な | | 委託者か いて、 <u>知</u> かじめ定め ない。当該 | ら収受す 事が定め り、知事 終委託手 にも同様と | 卸売業者I の引受けに る委託手数 る額以内に の承認を受 | は、卸売でこついて- 女料の額 こおいてる 受けなける の額を変 | のための その委託 について あらかじめ ればなら | 者から収 、 <u>知事が</u> か定め、知 ない。当該 | 受す (定め 事 変委 | 卸売業者が、卸売のための販売の委託 の引受けについてその委託者から収受する委託手数料の額は、 <u>知事が規則で定め</u> る委託手数料の額は、 <u>知事が規則で定め</u> るものとする。 |
| 周知方法 | | 卸売業者は、前項の委託手数料の額を 卸売場又は主たる事務所の見やすい場 所に掲示する等により、委託者に周知し なければならない。 | | 同左 | <u> </u> | | | | 同左 | | | |
| 開設者の関与 | ときは、東京都中央卸売市場取引業 | 知事は、第1項の委託手数料の額が委託 者に対して不当に差別的な取扱いをする ものであるときその他不適切と認めるとき は、 <u>卸売業者に委託手数料の額の変更を</u> 命ずることができる。 | | 同左 | Ī | | 知事は、第 託手数料の 差別的な明 の他不適切 をしてはな | D額が委 双扱いを 刀と認め | 託者に対するもの | けして不当 であるとき | にそ | |
| 注 釈 | | (注)委託手数料の額又はその上限を開設 生産者を委員に含む中央卸売市場関 | | | | | | | | | | の額の水準等を聴取した上で、 |
| 備考 | 卸売市場法制定時に生鮮食料品流通改善対策要綱の閣議決定を踏まえる開設者の業務規程(条例)で定率が定められ現在に至っている。 手数料率は全国一律であり、取扱品目毎に下記の料率となっている。 主な取扱品目 生鮮水産物及びその加工品 100分の5.5 野菜及びその加工品 100分の8.5 果実及びその加工品 100分の7 肉類 100分の9.5 | | 営上の制約 合理的で | 越えた料率の 的が生じる。 で妥当性のま い必要がある | 5る上限の | 定め方 | 合理的でめる必要が | | のある承 | 認基準を | | 経営の自由度に制約が生じる。 料率の設定について合理的な数値、根 拠を示す必要がある。 |